

第2章 明石市の文化財の概要と特徴

1. 指定等文化財

明石市における指定等文化財は、平成31年(2019)4月1日現在で、国指定文化財が6件、県指定文化財が14件、市指定文化財が38件、国登録有形文化財が6件、県登録有形文化財が1件を数える。(図2-1・表2-1参照)

国指定文化財の内訳は、有形文化財として建造物2件、美術工芸品3件、記念物として史跡1件であり、国登録文化財はすべて建造物である。

県指定文化財は、有形文化財として建造物3件、美術工芸品4件、考古資料3件、民俗文化財として無形1件、記念物として史跡2件、天然記念物1件の合計14件である。

市指定文化財は、有形文化財として建造物5件、美術工芸品13件、考古資料3件、古文書1件、歴史資料3件、民俗文化財として無形5件、有形1件、記念物として史跡6件、天然記念物1件の合計38件である。

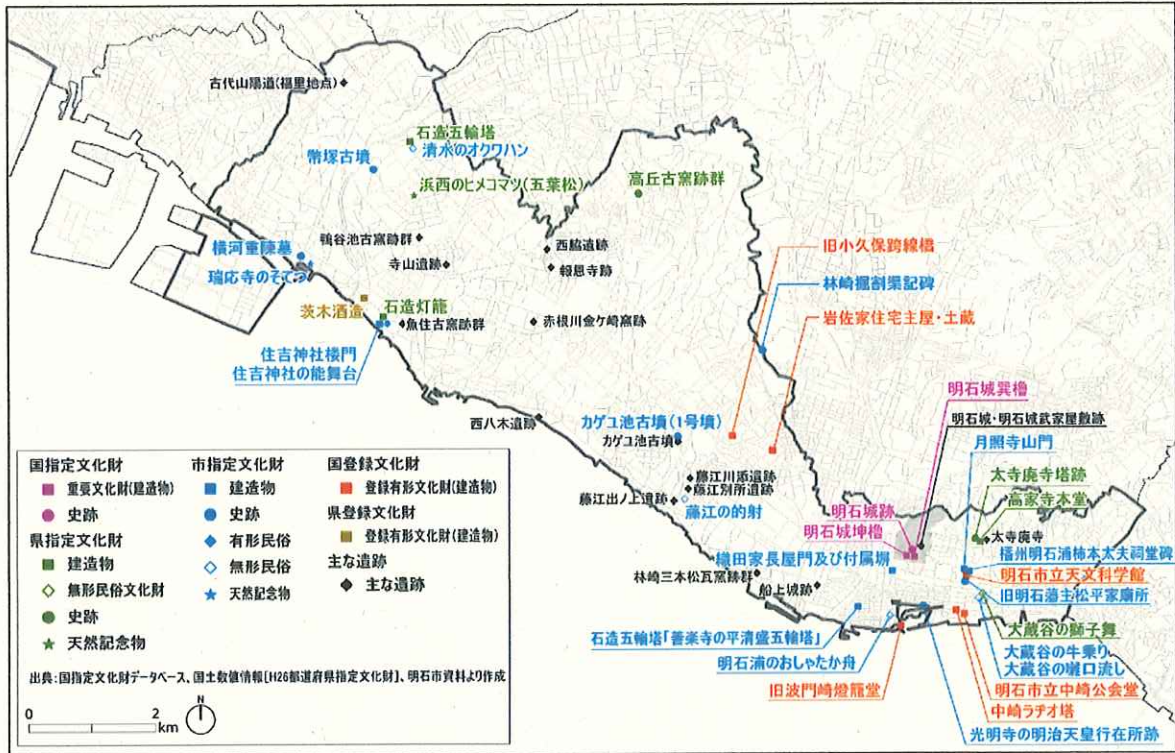


図2-1 明石市の指定文化財

なお、明石市の歴史等に関する資料や文化財を収蔵し、展示・公開、調査研究等を行う文化施設として、平成3年(1991)明石市立文化博物館が開館した。常設展では明石の歴史を8つのテーマで紹介し、200万年前に棲息したアカシゾウの骨格復元模型や明石原人の腰骨(複製)、明石ゆかりの源氏物語の紹介や江戸時代の明石焼等の焼物などが展示されている。

同館は市指定文化財の、明石藩主地子免許状(古文書)や明石城御殿平面図(工芸品)、藤村葺定作「地球儀」(工芸品)、緋威金小札胴丸具足獅嚙前立烏帽子形張懸兜付(工芸品)などを所蔵する。

表2-1 明石市の文化財

種別		名称	所在地	所有者	備考
国	建造物	明石城巽櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階櫓、本瓦葺)
国	建造物	明石城坤櫓	明石公園1-27	兵庫県	1棟(三重三階本瓦葺)附板札1枚、元文22年5月吉日の記がある
国	書跡	後桜町天皇宸翰短籍	人丸町1-26	柿本神社	45葉
国	書跡	仁孝天皇宸翰及一座短籍(49葉)	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館
国	書跡	桜町天皇宸翰及一座短籍	人丸町1-26	柿本神社	寄託
国	史跡	明石城跡	明石公園	兵庫県	273,771.50㎡
県	建造物	石造燈籠	魚住町中尾1031	住吉神社	1基
県	建造物	石造五輪塔	魚住町清水1151	西福寺	1基
県	建造物	高家寺本堂	太寺2-2933	高家寺	1棟
県	絵画	麻布著色孟蘭盆曼荼羅	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	1幅
県	絵画	神馬図絵馬	魚住町中尾1031	住吉神社	明石市立文化博物館寄託
県	彫刻	木造聖観音立像	材木町14-5	宝林寺	1躯
県	彫刻	粟師如来坐像	太寺2-2993	高家寺	1躯
県	考古資料	鷗尾と断片	上ノ丸2-13-1	明石市	2基
県	考古資料	藤江別所遺跡出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	125点(土器113、銅鏡9、銅鍬1、車輪石1、勾玉1)
県	考古資料	報恩寺跡本堂基壇一括出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
県	無形文化財	大蔵谷の獅子舞	大蔵本町6-10	大蔵谷獅子舞保存会	
県	史跡	高丘古窯跡群(5・6・7号窯)(8・9号窯)	大久保高丘2603-57・94・95	明石市	4,455㎡
県	史跡	太寺廃寺塔跡	太寺2-10-35	高家寺	約130㎡
県	天然記念物	浜西のヒメコマツ	魚住町清水	石生家	1本
市	建造物	播州明石浦柿本大夫祠堂跡	人丸町1-26	柿本神社	
市	建造物	月照寺山門	人丸町1-29	月照寺	
市	建造物	織田家長屋門及び付属塀	大明石町2	織田家	
市	建造物	石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」	大観町11-8	善楽寺	
市	建造物	住吉神社楼門	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	絵画	絵馬「加茂競馬の図」	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	絵画	絵馬「森狙仙筆猿の図」	人丸町1-26	柿本神社	京都国立博物館寄託
市	絵画	三十番神像	日富美町6-8	本立寺	
市	彫刻	木造毘沙門天及び両脇侍像	林2-2-12	宝蔵寺	
市	彫刻	石造狛犬	人丸町1-26	柿本神社	
市	工芸品	光明寺の和鐘	鍛冶屋町5-20	光明寺	
市	工芸品	明石城太鼓	上ノ丸1-20-7	明石神社	
市	工芸品	明石城御殿平面図	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	藤村翠定作「地球儀」	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	工芸品	鯛口	本町1-16-7	柴屋町地藏講中	
市	工芸品	緋緘金小札胴丸具足 獅子前立烏帽子形張懸兜	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	書跡	三十六歌仙絵及び和歌式紙	人丸町1-29	月照寺	明石市立文化博物館寄託
市	書跡	柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料	人丸町1-29	月照寺	
市	古文書	明石藩地子免許状	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	藤江別所遺跡井戸内出土品	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	林崎三本松瓦窯跡群出土瓦	上ノ丸2-13-1	明石市	
市	考古資料	寺山古墳石室及び出土品一括	魚住町錦が丘3	明石市	

種別		名称	所在地	所有者	備考
市	歴史資料	大和型船模型	魚住町中尾1031	住吉神社	
市	歴史資料	子午儀	人丸町2-6	明石市	
市	歴史資料	日本標準時子午線関係資料	人丸町2-6	明石市	
市	無形民俗	大蔵谷の囃口流し	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	大蔵谷の牛乗り	大蔵本町6-10	大蔵谷民俗芸能保存会	
市	無形民俗	明石浦のおしゃたか舟	材木町8-10	おしゃたか舟保存会	
市	無形民俗	藤江の的射	東藤江2-15	的射行事保存会	
市	無形民俗	清水のオクワハン	魚住町清水1377	清水村民俗世話人	
市	有形民俗	住吉神社の能舞台	魚住町中尾	住吉神社	
市	史跡	旧明石藩主松平家廟所	人丸町2-26	長寿院	
市	史跡	横河重陳墓	二見町東二見1643	観音寺	
市	史跡	林崎掘割渠記碑	鳥羽1975-1	明石掘割土地改良組合	
市	史跡	カゲユ古墳（1号墳）	藤江2030	明石市	
市	史跡	光明寺の明治天皇行在所跡	鍛冶屋町5-20	浜光明寺	
市	史跡	幣塚古墳	清水字上野1275-1	明石市	
市	天然記念物	瑞応寺のそてつ	二見町東二見1910	瑞応寺	
国登録	建造物	岩佐家住宅主屋・土蔵	野々上3	岩佐家	1棟
国登録	建造物	明石市立天文学館	人丸町2-6	明石市	1棟
国登録	建造物	明石市立中崎公会堂	相生町1-119-1	明石市	1棟
国登録	建造物	旧小久保跨線橋	小久保1-10	明石市	1棟
国登録	建造物	中崎遊園地ラヂオ塔	相生町1-119-5	明石市	1棟
国登録	建造物	旧波門崎燈籠堂	港町2-9地先	明石市	1基
県登録	建造物	茨木酒造	魚住町西岡1377	茨木酒造合名会社	1棟

※種別の略記は次の通りとする。国＝国指定文化財、県＝県指定文化財、市＝市指定文化財、
国登録＝国登録有形文化財 県登録＝兵庫県登録有形文化財



国指定建造物 明石城坤櫓



国指定建造物 明石城巽櫓



国指定史跡 明石城跡



県指定建造物 高家寺本堂
(明石観光協会)



県指定史跡 太寺廃寺塔跡



県指定無形民俗財大蔵谷の獅子舞
(大蔵谷獅子舞保存会HP)

2. 調査によって把握した歴史文化遺産

これまでの調査等（表2-2参照）で把握された歴史文化遺産は、表2-3に示すとおり、合計782件にのぼる。そのうち、種別を細分類で見ると、石造物が198件と最も多く、風俗慣習が116件、神社が89件、寺院が75件、その他建造物が64件、史跡が64件と続いている。

表2-2 調査等で把握された歴史文化遺産の整理に用いた主な資料一覧

No.	資料名	発行年月日	編集・発行者
1	明石市史上巻	昭和35年3月	明石市長 岡田進裕（著者 黒田義隆）
2	明石市史下巻	昭和45年11月	明石市長 岡田進裕（著者 黒田義隆）
3	あかし文化遺産	平成27年3月	明石市地域文化財普及活用事業実行委員会 明石市
4	明石の農村	平成27年3月	明石民俗文化財調査団
5	明石の漁村	平成28年3月	明石民俗文化財調査団
6	明石の宿場	平成29年3月	明石民俗文化財調査団
7	兵庫県の近代化遺産—兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	平成18年3月	兵庫県教育委員会
8	兵庫県の近代和風建築—兵庫県近代和風建築総合調査報告書	平成26年3月	兵庫県教育委員会
9	江井島	平成26年3月	ヘリテージ明石
10	大蔵	平成27年3月	ヘリテージ明石
11	魚住	平成28年3月	ヘリテージ明石
12	城下	平成29年3月	ヘリテージ明石
13	人丸	平成30年3月	ヘリテージ明石
14	船上・林	平成31年3月	ヘリテージ明石
15	えいがしま 歴史まちあるき	平成30年3月	江井ヶ島文化遺産冊子作成委員会 江井島まちづくり協議会
16	明石の布団太鼓	平成26年3月	明石の布団太鼓プロジェクト

表2-3 調査等で把握された未指定の歴史文化遺産一覧

種別	分類	明石東部	西明石	大久保	魚住	二見	複数地区	個人	不明	合計
有形文化財	建造物									75
	寺院	34	9	16	8	8	0	0	0	75
	神社	43	10	18	11	7	0	0	0	89
	教会	6	0	1	0	0	0	0	0	7
	住宅	5	1	5	4	5	0	0	0	20
	石造物	79	19	38	46	13	0	1	2	198
	土木構造物	11	1	3	4	1	1	0	0	21
	その他	22	8	14	10	10	0	0	0	64
	絵画	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	彫刻	4	1	2	5	1	0	0	0	13
	工芸品	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	書跡・典籍	4	0	1	0	0	0	3	0	8
	古文書	7	0	0	1	2	0	26	11	47
	考古資料	2	0	0	0	0	0	5	7	14
歴史資料	4	0	0	0	1	0	3	4	12	
有形民俗文化財	装置・器具	3	0	0	0	1	1	0	0	5
無形民俗文化財	風俗慣習	34	26	21	15	12	5	0	3	116
	民俗技術	0	2	0	0	1	2	0	0	5
	工芸技術	0	0	0	0	0	1	0	0	1
記念物	史跡	26	8	11	14	4	0	0	0	64
	名勝	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	天然記念物	4	2	1	1	1	2	1	0	12
文化的景観	4	0	2	0	0	0	0	0	6	
計		293	87	133	119	68	13	41	27	782

また、調査等で把握された歴史文化遺産のうち、社寺を対象とした所有者アンケートの結果、保存を検討すべき歴史文化遺産として、下記に示す遺産が提示された。今後は、これらの歴史文化遺産を調査の上、文化財指定等適切な取り組みを進めることが必要とされる。

表 2-4-1 調査等で把握された保存を検討すべき歴史文化遺産（所有者アンケートによる）

分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要
建造物	寺院建築	正徳寺本堂	明石東部	大観町12-5	江戸末期(文化・文政もしくは天保年間、昭和39年移築)	
		教専寺本堂	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
		龍泉寺本堂	西明石	藤江1305		
		長光寺本堂	大久保	大久保町谷八木742		
		圓通寺本堂	西明石	鳥羽1592		
		来迎寺本堂	大久保	大久保町八木310	昭和3年	
		威徳院本堂	二見	二見町西二見943		
		極楽寺本堂	大久保	大久保町西島1100	寛政13(1801)年	
		延命寺本堂	魚住	魚住町金力崎898		
		常徳寺本堂	二見	二見町福里556		
		正徳寺山門	明石東部	大観町12-5	明治16年	
		教専寺山門	大久保	大久保町大窪984		震災後再修復
		来迎寺山門	大久保	大久保町八木310	昭和3年	
		威徳院山門	二見	二見町西二見943		
		常徳寺山門	二見	二見町福里556		
		龍泉寺観音堂	西明石	藤江1305		
		遍照寺薬師堂	魚住	魚住町長坂寺513		
		慈泉寺書院	明石東部	野々上1-17		
		正覚寺鐘樓堂	魚住	魚住町金力崎1368		
		威徳院庫裡	二見	二見町西二見943		
	神社建築	青龍神社本殿	西明石	藤江字出の上1191		
		林神社本殿	西明石	宮の上5-1		
		天神社本殿	明石東部	大蔵天神町2-7		
		柿本神社本殿	明石東部	人丸町1-26		
		崇徳鳴神社本殿	明石東部	太寺天王町2840		
		浜西神明神社本殿	魚住	魚住町清水574	昭和元(1926)年	
		柿本神社幣殿	明石東部	人丸町1-26		

表2-4-2 調査等で把握された保存を検討すべき歴史文化遺産（所有者アンケートによる）

分類	区分	名称	地区	住所	時代	概要
建造物	神社建築	林神社拝殿	西明石	宮の上5-1		
		天神社拝殿	明石東部	大蔵天神町2-7		
		楠本神社拝殿	明石東部	人丸町1-26		
	石造物(寺院)	観音寺石燈籠	二見	二見町東二見1643	不明	
		威徳院石燈籠	二見	二見町西二見943		
		常楽寺石燈籠	大久保	大久保町大久保町848		「石燈籠他」と回答。
	石造物(神社)	林神社石燈籠	西明石	宮の上5-1		
		天神社石燈籠	明石東部	大蔵天神町2-7	文久2	文久二壬戌年の石燈籠(一組)
		住吉神社石燈籠	魚住	魚住町中尾1031		敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。
		素盞鳴神社常夜燈	明石東部	太寺天王町2840		
		青龍神社鳥居	西明石	藤江字出の上1191		
		天神社鳥居	明石東部	大蔵天神町2-7		
		住吉神社鳥居	魚住	魚住町中尾1031		敷地内に古い年代のものが複数ある。建立年と奉納者の資料あり。
素盞鳴神社手水鉢		明石東部	太寺天王町2840			
彫刻	彫刻(寺院)	神応寺修行大師像	明石東部	林2-14-3	昭和9年	
		西東光寺仏像	大久保	大久保町松陰143		詳細不明
	彫刻(神社)	青龍神社狛犬	西明石	藤江字出の上1191		
		素盞鳴神社狛犬	明石東部	太寺天王町2840		
		浜西神明神社狛犬	魚住	魚住町清水574		天保十二年九月吉日銘の狛犬(一組・現地調査確認済み)

3. 地域別に見た歴史文化遺産の分布

明石市の歴史文化遺産の分布を地域別にみた。下図には、所在が明らかではない歴史文化遺産と個人所有の歴史文化遺産を示している。

地域別に指定、未指定の歴史文化遺産の件数をみると、明石東部が293件と最も多い。

明石東部では、城下町を物語る歴史文化遺産のみならず、明石市立文化博物館に所蔵、寄託されている美術工芸品等、街道文化を物語る大蔵谷の民俗文化財、中崎公会堂などの近代明石の歴史文化遺産など、多様な種類の歴史文化遺産を今に伝えている。

西明石では、旧小久保跨線橋や岩佐家住宅などの登録文化財に加え、87件の未指定の歴史文化遺産を数える。そのなかでも風俗慣習が26件と多いことが特徴である。

大久保地区では、指定文化財である高丘古窯跡群の他、未指定の歴史文化遺産が133件と明石東部に次いで多く、そのなかでも、神社が18件と明石東部に次いで多い。また石造物が38件、風俗慣習が21件と多いことが特徴である。

魚住地区では、住吉神社の石造燈籠や楼門、能舞台などの指定文化財や茨木酒造などの登録文化財に加え、119件の未指定の歴史文化遺産を数える。このなかで、石造物が46件、風俗慣習が15件、史跡が14件を数えることが特徴である。

二見地区では、横河重陳墓や瑞応寺のそてつなどの指定文化財に加え、68件の未指定の歴史文化遺産を数える。歴史文化遺産は海岸沿いに分布することも特徴である。

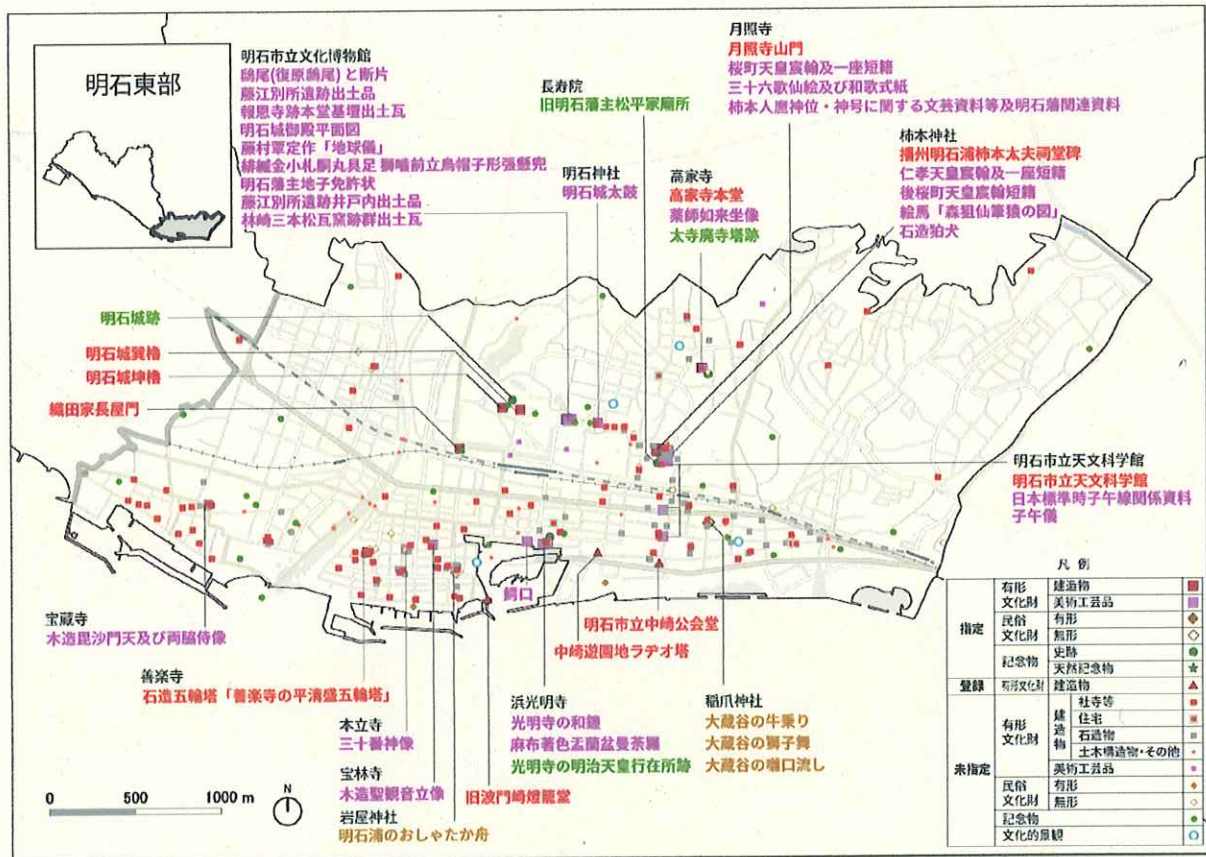


図2-2 明石東部の歴史文化遺産の分布

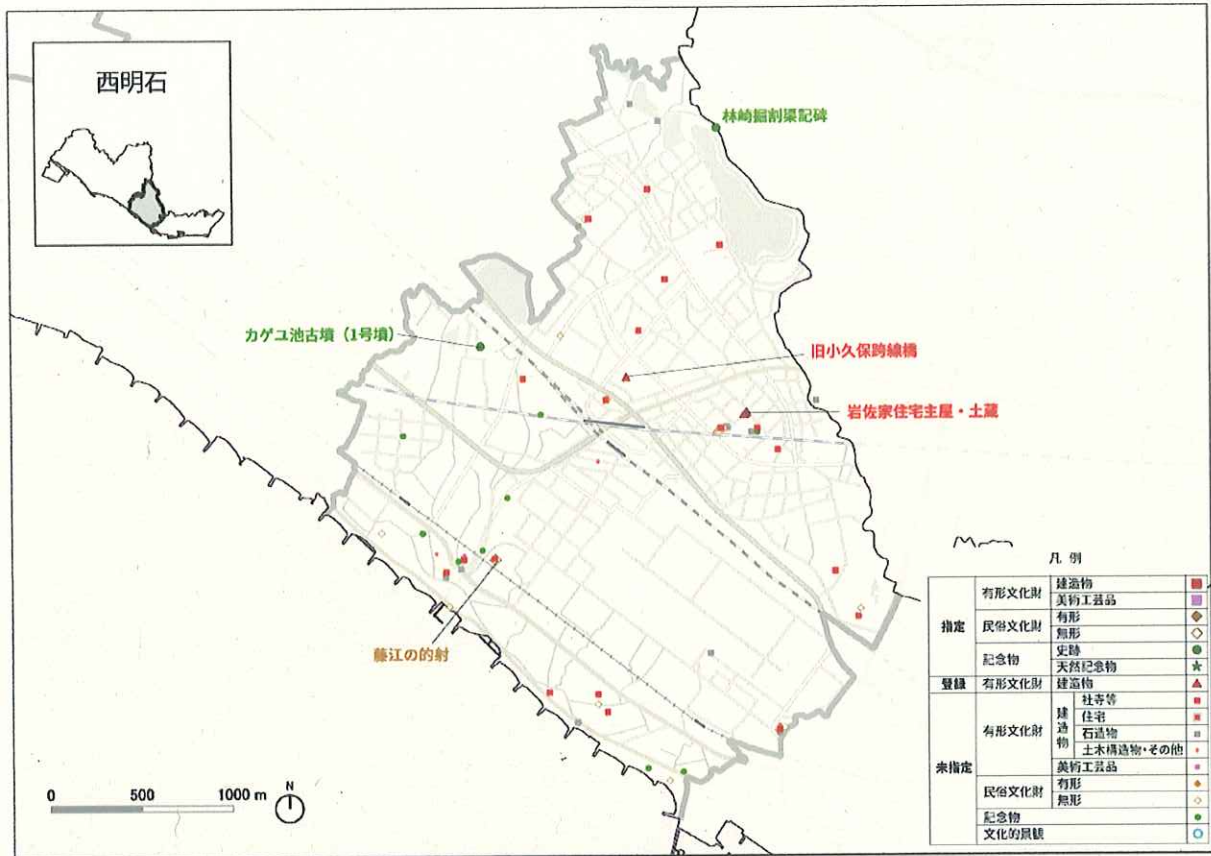


図 2-3 西明石地区の歴史文化遺産の分布

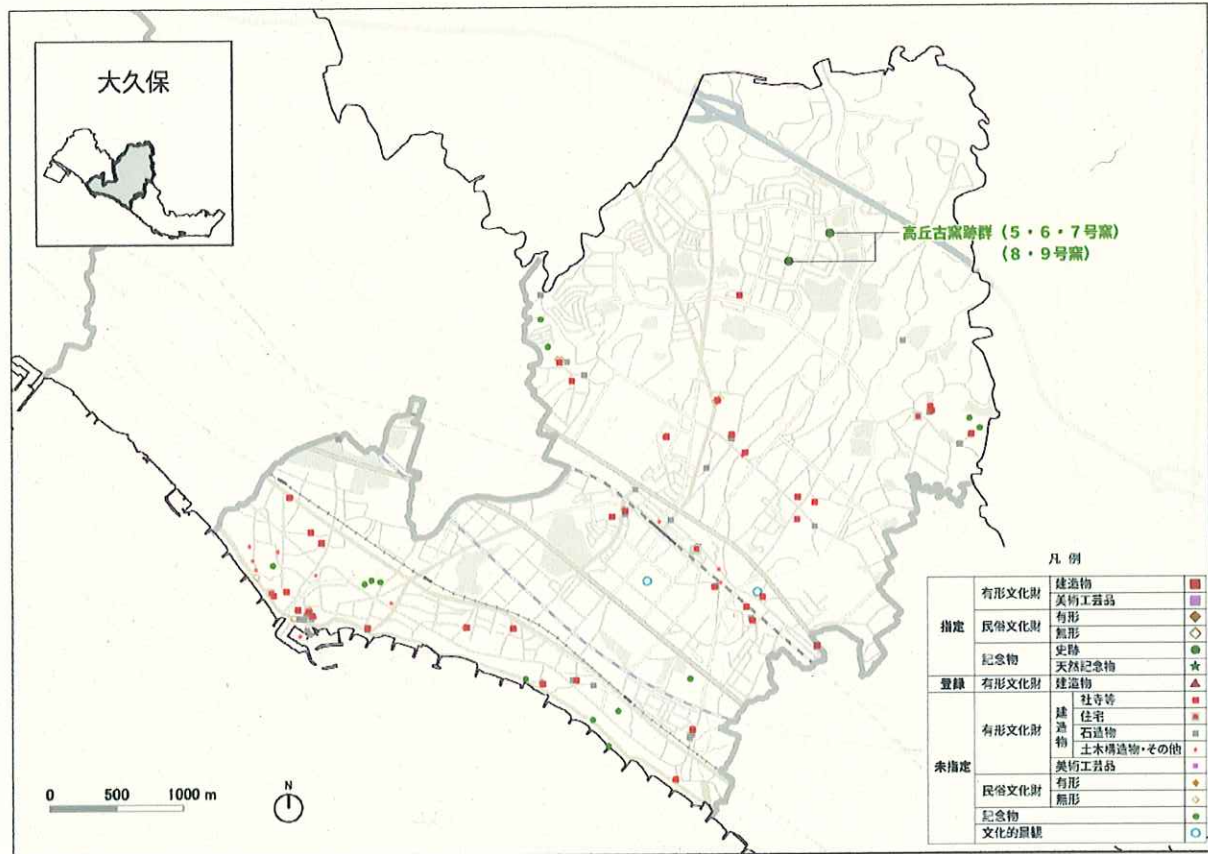


図 2-4 大久保地区の歴史文化遺産の分布

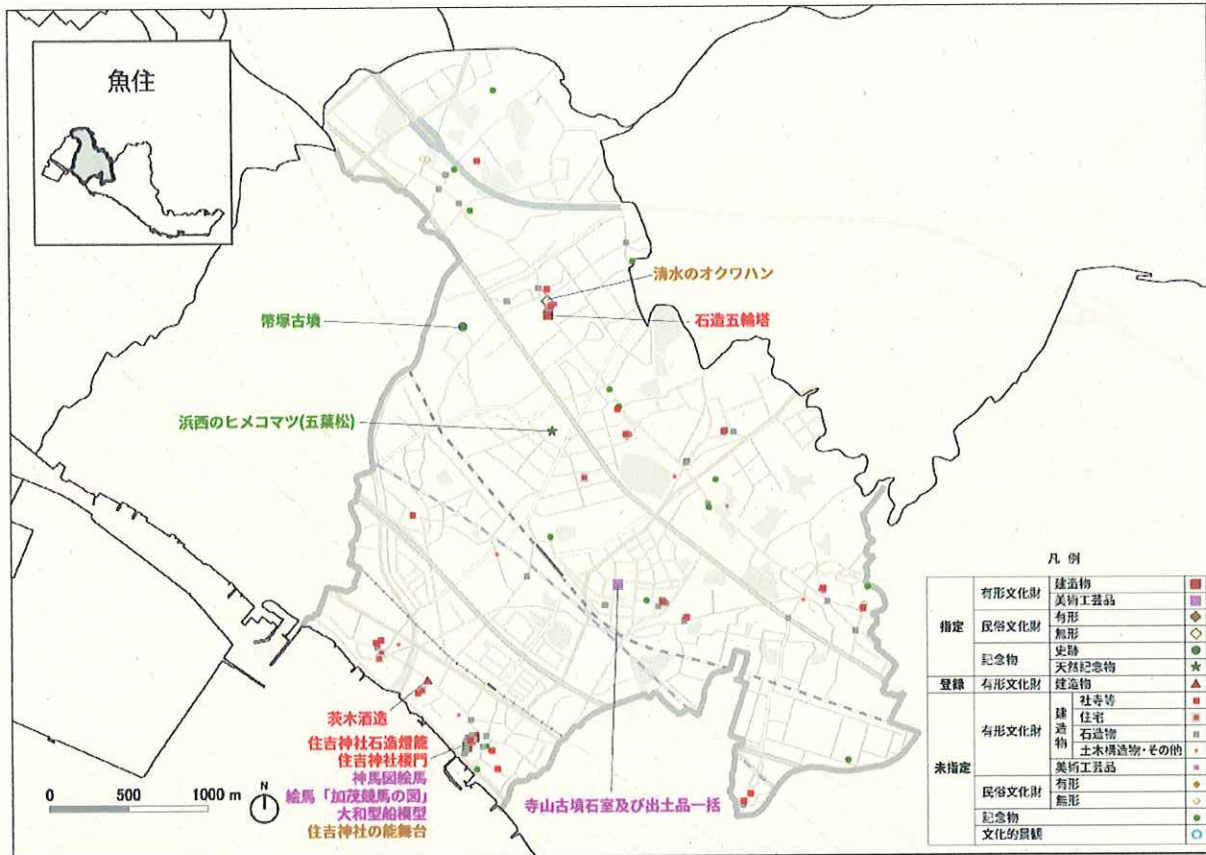


図 2-5 魚住地区の歴史文化遺産の分布

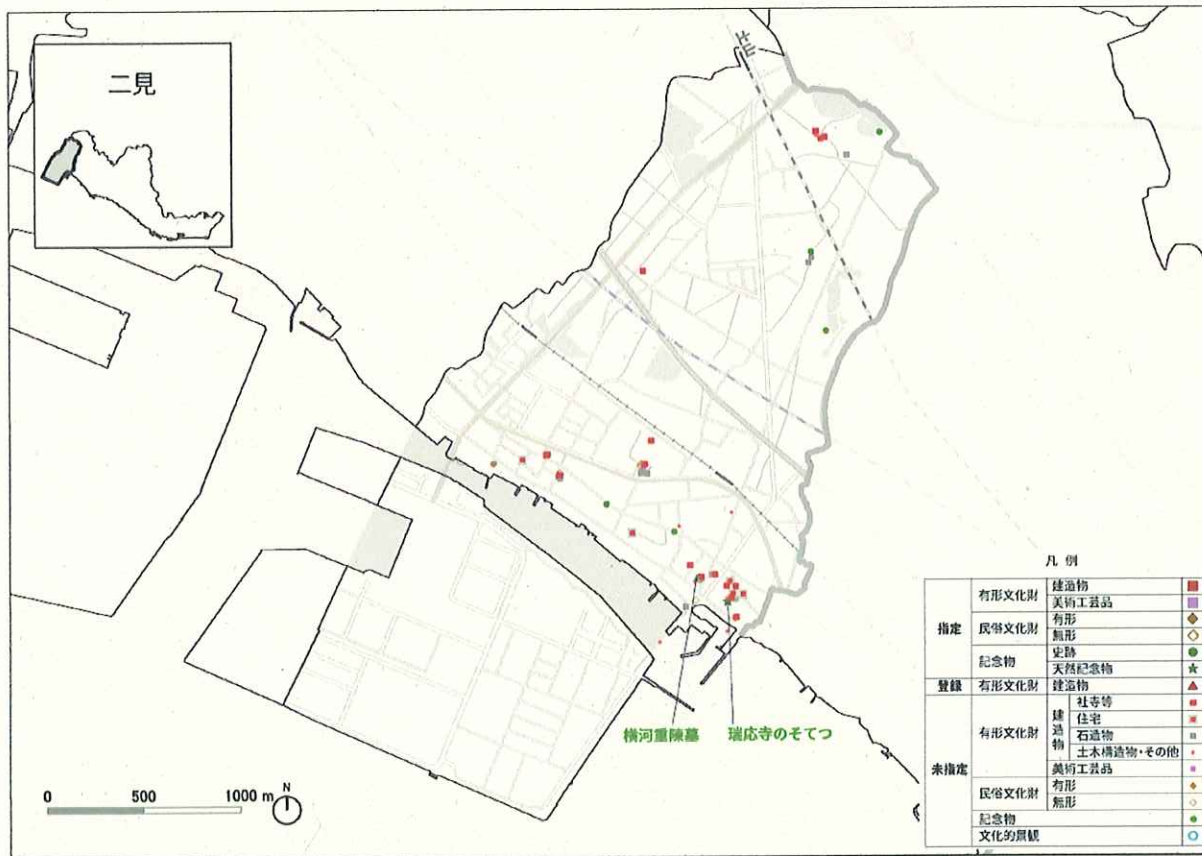


図 2-6 二見地区の歴史文化遺産の分布

4. 明石市の文化財の特徴

明石市では国指定の「明石城 巽櫓」、「坤櫓」を代表として、指定・未指定の文化遺産を含めると建造物が最も多い。また、無形民俗文化財の「大蔵谷の牛乗り」や「明石浦のおしゃたか舟」を代表として、未指定の布団太鼓や年中行事が数多くみられる。

(1) 建造物

①城関連建造物（櫓）

明石城の巽櫓と坤櫓は、いずれも国の重要建造物に指定されており、明石を代表する文化財である。元和3年（1617）に小笠原忠政（のち^{ただかね}忠真）が松本より明石に国替えとなり明石川河口の船上城に入り、明石藩が成立した。その後、現在の地に明石城が築かれたが、明石城の象徴でもある本丸に残る巽櫓と坤櫓は元和5～6年（1619～20）に建設された。

巽櫓は三層で桁行5間（9.09m）、梁間4間（7.27m）、高さ7間1寸（12.19m）の隅櫓で、入母屋造であり、船上城から移築したものと伝えられている。

坤櫓は、三層の隅櫓で、天守台のすぐ南にあり、天守に代わる役割を果たしていたものと考えられる。桁行6間（10.90m）、梁間5間（9.09m）、高さ7間2尺9寸（13.60m）の入母屋造で、伏見城のものであると伝えられている。平成7年（1995）の兵庫県南部地震により大きな被害を受けたが、大規模な修復が行われ、その美しい姿がよみがえっている。

また、令和元年（2019）は明石城築城400年の節目の年になり、石垣前面の樹木の剪定などにより、石垣の威容が際立ち、儒学者兼山に命じて明石城内十景を選んだ時に生まれた雅名である「^{きしんじょう}喜春城」を彷彿とさせる。

明石城跡の史跡指定地は県立明石公園に全域が含まれるが、公園施設の野球場、陸上競技場などが指定区域の内側にあつて区域外となっている。

②寺院建築

指定文化財のうち、寺院建築としては、^{こうけいど}高家寺本堂が県指定、月照寺山門が市指定となっている。高家寺本堂は元和年間（1615～1623）に明石城主である小笠原忠政が再建したといわれており、「高家寺文書」から、寛文4年（1664）までには建立されていることがわかっている。本堂は正面5間（9.1m）、側面5間（9.1m）で向拝をもつ寄棟づくりの建物であり、市内で最古の仏堂である。月照寺山門は小笠原忠政以来の明石藩歴代城主の居屋敷^{いぎしきくろね}敷曲輪（邸宅）の切手門（正門）であり、月照寺記録からは、明治4年（1871）の廃藩置県に伴って月照寺の山門として移築されたことが確認でき、明石城の遺構として数少ない建築のひとつである。また、同山門は伏見城の薬医門であつたと伝えられる。



正覚寺鐘樓

未指定の歴史文化遺産のうち、寺院建築については、明石市史に掲載されている75件の寺院を対象に調査を実施した。対象とした寺院にアンケートを実施した結果、正徳寺本堂・山門、正覚寺鐘樓堂、慈泉寺書院、教専寺本堂・山門、龍泉寺本堂・観音堂、長光寺本堂、圓通寺本堂、遍

照寺薬師堂、来迎寺本堂・山門、威徳院本堂・山門・庫裏、極楽寺本堂、延命寺本堂、常德寺本堂・山門の20件が今後指定に値する価値を有する建築物であるとの回答を得た。

寺院建築の多くは建て替えが進んでいるが、アンケート調査から判明した建設後50年を経過した建築物が20件に上るため、これらの詳細についての調査を実施した上で、価値が明らかとなった寺院建築については文化財指定等の検討が必要となる。



正徳寺山門

③神社建築

指定文化財のうち、神社建築としては、市指定の住吉神社楼門ならびに能舞台があげられる。楼門は慶安元年(1648)に和坂村大工・山崎清左衛門が建立し、元禄元年(1688)に修理したとの記録が残っており、二階づくりの門は江戸時代初期の様式をよく伝えている。能舞台は市内で唯一残るもので、山門、楼門、能舞台、拜殿、本殿と一直線に並んでいる東播磨の典型的な様式を踏襲している。小笠原忠政が建立、寄進したといわれる江戸時代初期から中期の様式を残している。



青龍神社拜殿・本殿

未指定の歴史文化遺産のうち、神社建築については、明石市史に掲載されている89件の神社を対象に調査を実施した。神社にアンケート調査を実施した結果、青龍神社拜殿・本殿、林神社本殿・拜殿、天神社本殿・拜殿、柿本神社本殿・幣殿・拜殿、素盞鳴神社本殿、浜西神明神社本殿・日向堂の12件が今後指定に値する価値を有する建築物であるとの回答を得た。

このうち、浜西神明神社日向堂は、平成20年に新築されているが、第7代明石藩主松平日向守信之による新田開発や加役免除、官道整備などの恩恵を偲んで建立された供養塔である。現在も毎年旧暦の7月22日には供養祭や日向祭りが地域住民によって行われている。

神社建築は、本殿などで建て替えが進んでいるものもあるが、アンケート調査から判明した建設後50年を経過した建築物が10件にのぼるため、これらの詳細について調査を実施した上で、価値が明らかとなった神社建築については文化財指定等の検討が必要となる。

④教会建築

明石市史に掲載されている教会建築は7件で、そのうち日本基督教団明石教会は明治11年(1876)に米国殿堂会社が県の宣教師から受洗した19名の信徒をもって樽屋町に設立された明石市最初のプロテスタント教会である。昭和20年(1945)の空襲で会堂は焼失したが、昭和33年(1958)



日本基督教団明石教会

に新会堂の献堂式が行われた。高山右近が船上城を建設したこともあり、明治の早い時期に教会が設立されたが、建築物としては、建て替えが進んでいる。

⑤住宅

指定文化財は市指定の織田家長屋門、国登録の岩佐家住宅主屋・土蔵の2件を数える。織田家長屋門は明石藩歴代家老、重臣屋敷を偲ぶことができる市内唯一の長屋門であり、江戸時代初期の建築である。同長屋門は船上城から移築されたといわれている。

岩佐家住宅は明治37年(1904)に建てられたもので、明治以降の典型的な農家の様式を示しており、現存する数少ない農家建築である。主屋は木造2階建てで外壁を黒漆喰塗とする塗屋でむくり破風とともに重要な外観を見せている。土蔵は木造2階建てで、外壁は白漆喰塗、屋根は本瓦葺の切妻造である。

未指定の歴史文化遺産のうち、住宅は19件を数え、明石市都市景観形成重要建築物に指定されている、大塩邸や卯月邸、服部邸などの大蔵谷宿場町の住宅(明石東部)、中山邸などの農家建築やト部邸などの酒造家建築(大久保)、茅葺の主屋を持つ安達邸や酒造家の原邸・藤井邸ならびに農家建築の丸尾邸(魚住)、尾上(てる予)邸や廻船問屋の増本邸、肥料問屋の尾上(清茂)邸、橋本閑雪の白沙荘、庄屋の小山邸(二見)など、明石の生業に関わる歴史文化を残す建築物である。

住宅建築は地区別にみると二見地区が6件と最も多いが、明石の歴史文化の特徴を示す住宅建築も、いまだ数少ないものの残されているため、建て替えが進む前に調査を実施すると共に、保全と活用の方向性を検討することが必要である。

⑥その他の建築物

明石では、明石市立天文科学館、明石市立中崎公会堂などが国の登録建造物、茨木酒造木造蔵が県の登録建造物となっている。

明石市立天文科学館は昭和35年(1960)6月10日に開館した現存する天文科学館のなかでは日本で最初に落成した科学館である。日本標準時子午線と表示された時計塔は子午線を示す標柱としての役割を持っており、明石のランドマークとなっている。また、プラネタリウムも現在稼働しているものとしては最古のものである。

明石市立中崎公会堂は、明治44年(1911)に明石郡に建設され、大正8年(1919)明石市となった時に市の所有となった公会堂で、木造トラス構造の平屋建てである。明石市で最も古い公共建築である。

江井ヶ嶋酒造や太陽酒造には昔ながらの木造蔵が残る。

明石市は教育のまちとしても市政を推進してきているが、神戸大学附属明石小学校は昭和12年(1937)に建設された近代建築として今に残る。

これらの建築物は子午線の街・明石、夏目漱石も訪れた交流の歴史文化、明石の特徴的な生業である酒造の歴史文化、さらに近代以降の「教育の町・明石」の歴史文化を色濃く残し、明石の歴史文化の特徴を示す貴重な建築物であるといえる。

⑦石造物

石造物のうち、指定建造物としては、県指定の住吉神社石燈籠、西福寺の石造五輪塔、市指定の善楽寺石造五輪塔、国登録の旧波門崎燈籠堂の4件を数える。

住吉神社の石燈籠は高さ193cm、花崗岩製で竿石に文和四年(1355)の刻銘があり、均整のとれた全姿と格狭間、わらび手などの細部は時代の特徴をよくあらわしている。

西福寺の石造五輪塔は高さ2m程度で、貞和二年(1346)二月時正の銘が彫られている南北朝時代の作である。この五輪塔は南北朝の動乱による犠牲者を弔う供養塔として建てられたものと伝えられている。

善楽寺の平清盛五輪塔は高さ3.36mの花崗岩で造られたもので、「平相国清盛菩提塔」と記した石柱があり、室町時代の特徴をよく示して、明石の石造物としては価値が高い。

旧波門崎燈籠堂は、明石港の灯台として沖合に新灯台が建設された昭和38年(1963)まで300年以上にわたり、明石の^{みづぶくし}漕標として水運の発展に寄与してきた構造物である。設置年代は日本で2番目に古く、同じ形態の石造灯台としては一番古いものであり、平成11年(1999)に海上保安庁から明石市に譲渡され、現在も海峡に面したランドマークとなっている。

未指定の歴史文化遺産に関する調査の結果、市内では石燈籠や常夜燈、五輪塔、道標などの石造物が198件確認されている。このうち、社寺のアンケート調査の結果から、青龍神社の鳥居、林神社の石燈籠、天神社の石燈籠・鳥居、観音寺石燈籠、威徳院の石燈籠、住吉神社の石燈籠・鳥居、常楽寺の石燈籠、素盞鳴神社常夜燈・手水鉢の11件が歴史的価値ある石造物である。この他にも近世以前の刻銘が確認される歴史的価値ある石造物が残されており、地域毎の歴史を示す遺産であることから、その管理を継続していくことが重要である。



素盞鳴神社常夜燈

⑧土木構造物

明石の近代を物語る土木構造物としては、国登録の旧小久保跨線橋と中崎遊園地ラヂオ塔の2件を数える。旧小久保跨線橋は現在のJRが鹿児島線の鉄道橋として明治23年(1890)にドイツの会社に発注したトラス桁で数十年使用したものを昭和2年(1927)にそのうちの2連、長さ65mを西明石駅構内の小久保の跨線橋として再利用したものである。平成6年(1994)に役目を終えた後、そのうちの1基を西明石の上ヶ池公園に移設し、公園内の遊歩道の一部として活用されている。

ラヂオ塔は、ラジオの受信契約を増やすための販売促進のラヂオ塔が建設された。現代では全国で20数基、兵庫県内ではのみである。

未指定の土木構造物としては16件を数え、漁業の盛んな明石らしく、二見港や林崎漁港などの港湾、下水道^{げすいどう}、^{せつとうらんげいきま}截頭卵形渠、山陽電鉄などの橋梁、疏水関連施設などがあり、明石の産業振興などを物語る歴史文化遺産である。



漁船の停泊する漁港の風景

(2) 美術工芸品

① 絵画

指定文化財としては、県指定で浜光明寺に所蔵される麻布著色孟蘭盆曼荼羅、住吉神社の神馬しんめ図ず絵馬、市指定の住吉神社の絵馬「加茂競馬の図」、柿本神社の絵馬「森狙仙筆猿の図」、本立寺の三十番神像の5件を数える。

麻布著色孟蘭盆曼荼羅は、朝鮮からの伝来図で、幅 135cm、長さ 215cm の軸物で、仏や菩薩のため様々な供養物を壇上に献じ拝礼する人物が描かれている。

住吉神社の神馬図絵馬は天明4年(1784)に円山応挙の筆で江井島の市場屋庄助が奉納したものである。

市指定の住吉神社の「加茂競馬の図」は、天明8年(1788)の江戸中期の画家である石田遊江の筆によるもので、京都の加茂競馬を描いたものである。額縁の墨書によって江井ヶ島の市場屋久五郎が奉納したことがわかる。

柿本神社の「森狙仙筆猿の図」は、墨書に「文化十一年甲戌三月」(1814)と狙仙による筆・印が捺されている。狙仙の猿のうちでも製作年次が明らかであるものは貴重である。

本立寺の三十番神像は、神仏習合の信仰による毎日交代で国家や国経典を守護するとして30柱の神々のことで、当該画像は15世紀頃の製作と推定される縦六段、横五列に三曲屏を背にした坐像形式の三十神を描き、縦91.4cm、横47.4cmの室町時代に多い目の粗い絵絹を使用した額形式をとっている。剥落退色が進んでいるが赤色系顔料は概ね保存状態が良好である。

未指定の歴史文化遺産の絵画は1件である。今後は、住吉神社や柿本神社の絵馬などの発見経緯などから、社寺を中心とした絵画に関する調査が必要である。

② 彫刻

彫刻の指定文化財は、県指定の宝林寺の木造聖観音立像、高家寺の薬師如来坐像、市指定の柿本神社石造狛犬、宝蔵寺の毘沙門天及び両脇侍像の4件を数える。

木造聖観音立像は、典型的な藤原時代末期の様式を示している寄木造で、右手は垂下、左手は屈臂して蓮華を持っており、定朝様式の優美さを示している。

薬師如来坐像は、白鳳時代の太寺廃寺跡に小笠原忠政によって再建された高家寺の本尊として祀られている。仏高83cmの寄木造で、典型的な藤原後期(12世紀)の様式を示している。

柿本神社の石造狛犬は台座に宝暦4年(1754)の銘があり、市内の石造狛犬の中で最も古く最大の狛犬である。また、播磨地方でも最も古いとされている。本体は砂岩製、台座は花崗岩製である。

宝蔵寺の木造毘沙門天及び両脇侍像は、鎌倉時代の様式をとどめている室町時代初期の彫刻である。寺伝によれば、応永3年(1396)閏5月2日夜、藤原左近なるものが明石沖より引き揚げたものであると伝えられ、「林の毘沙門さん」として親しまれてきた像である。未指定の歴史文化遺産の彫刻は13件で、神社の狛犬が多く、これら



大久保住吉神社の狛犬

の神社に所蔵される石造彫刻は、銘によりその年代が明らかとなることが多く、地域の由来を知るための縁ともなる。このため、各地域で調査を実施した上で、保存と管理の継続が重要となる。

③工芸品

工芸品の指定文化財は、市指定の光明寺の和鐘^{わしやう}、明石城太鼓、明石城御殿平面図、藤村覃定^{たんじやう}「地球儀」、柴屋町地域講中の鰐口の5件を数える。

和鐘は享保14年(1729)7月15日に鑄造された袈裟状の和鐘で、胴には四天王像四駆・鳳凰・獅子を浮き彫りで表した江戸時代の傑作といえる。銘の撰文には京都浄土宗大本山知恩寺第44世西音大僧正、^{やこう}治工に藤原国次^{くにつぐ}とあり、慶長以降の和鐘では数少ないものである。

明石城太鼓は築城以来、太鼓門に置かれ、時刻を知らせていたものである。胴はケヤキ造、中央部の周囲は約270cm、直径80cm、全長84cmで、内側には歴代の藩主が皮の張替修理をしたことを示す墨書銘もある。現在、明石神社が所蔵している。

明石城御殿平面図は、表御殿、奥御殿に分かれていること、廓は周囲に堀をめぐらし「くずし」の形をとっていること、南東に表門の切手門、北方に裏門の蓮の門を設けて厳重にかまえられてきたこと、東西216m、南北140.4m、面積28,660.5㎡の広大な規模であったことがわかり、藩主の居館の理解のために欠くことができない図面である。

「地球儀」は、弘化4年(1847)3月に藩主松平慶憲^{よしのり}の命令で藩士藤村覃定が作成したもので、本体は直径35cm、全体の高さ55cm、台の最大幅は52.5cmである。地球儀の原資料は高橋景保の「万国全図」(1804~1818)と推定される。現在、明石市立文化博物館で所蔵されている。

未指定の工芸品は2件でいずれも個人蔵である。工芸品についても、社寺などが所蔵している場合には、劣化などの恐れも懸念されるため、今後は、調査などを実施した上で、価値あるものの保存と活用の措置を検討することが必要とされる。

(3) 歴史資料

①書跡・典籍

国指定の書跡としては、月照寺所蔵の桜町天皇^{しんかんおよびいちぎたんざく}宸翰及一座短籍、柿本神社所蔵の後桜町天皇^{しんかん}宸翰短籍^{たんざく}と仁孝天皇^{しんかんおよびいちぎたんざく}宸翰及一座短籍の3点である。なお宸翰とは天皇自筆の文章で、短籍とは短く切った紙のことである。

市指定の書跡としては、月照寺所蔵の三十六歌仙絵及び和歌式紙、柿本神社所蔵の柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料の2点である。

三十六歌仙絵及び和歌式紙は、土佐広澄が宝永2年(1705)に描いたもので、極彩色で表現されている。和歌は江戸時代前期の公家・学者・歌人であった飛鳥井雅章が書いたもので絵は大和絵の伝統を受け継ぎ優美である。

柿本人麿神位・神号に関する文芸資料等及明石藩関連資料は、享保8年(1723)に人丸社に「正一位柿本大明神」の神位神号が宣下され、月照寺は永代勅願寺となったが、これらの記録は当時の事情や背景を知ることができる貴重な史料である。

未指定の書跡・典籍は8件で、月照寺所蔵の肥前島原嶺良成百首和歌などが含まれる。これらの書跡などについても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

②古文書

古文書のうち指定文化財は、市指定の明石藩主地子免許状1件で、明石藩主が代々、街が繁栄することをめざして町民に地租を免除した書状で、明石藩行政を知る上で重要な史料である。廃藩置県の後、町村制実施に伴い、明石町役場に引き継がれたものである。

未指定の古文書は47件で、大久保本陣の安藤家に残された天保8年(1837)に作成された「御用人宿并人別銭ニ而渡し方扣帳」などが含まれる。これらの古文書についても、劣化を防ぐための措置が必要とされる。

③考古資料

指定文化財の考古資料としては、県指定の鷗尾と断片、藤江別所遺跡出土品、報恩寺跡本堂基壇出土瓦、市指定の藤江別所遺跡井戸内出土品、林崎三本松瓦窯跡群出土瓦、寺山古墳石室及び出土品一括の6件である。

鷗尾と断片は、高丘3号窯より出土した鷗尾一対及び破片1個で、8世紀前半ごろに制作されたものと考えられる。

藤江別所遺跡からは、井戸内から古墳時代の土器と共に腕飾りの車輪石や銅鏡などの遺物が出土している。

報恩寺跡は、長らくその所在が不明であったが、平成4年(1992)の発掘調査でおびただしい数の瓦が出土し、所在が判明したものであり、瓦銘文から明德4年(1393)に建立されたことがわかる。

市指定のうち、寺山古墳石室及び出土品一括は、古墳時代後期の市内唯一の横穴式石室をもつ古墳で、内部から馬具や刀装具、須恵器杯、高杯、甕などが出土している。

未指定の考古資料としては14件で、市内の遺跡から出土した土器や石製品がある。これらの考古資料については、記録保存などにより、明石の歴史文化を示す資料として保存することが必要とされる。

(4) 民俗文化財

①無形民俗文化財

無形民俗の指定文化財としては、県指定の大蔵谷の獅子舞、市指定の大蔵谷の囃口流し、大蔵谷の牛乗り、明石浦のおしゃたか舟、藤江の的射、清水のオクワハンの6件である。

大蔵谷の獅子舞は16世紀頃に当地に伝えられ、稲爪神社の氏子により伝承されてきたものであり、三人継ぎなど芸の大胆さがその特徴である。

大蔵谷の囃口流しも、獅子舞と同様稲爪神社で謡うもので昭和45年(1970)に復活した。また、大蔵谷の牛乗りも稲爪神社の祭礼で行われ、これも昭和46年(1971)に保存会ができて復活した。

明石浦のおしゃたか舟は明石の夏の風物詩として有名であり、桡をつけた八艘の小船を青年が「おしゃたか」と言いながら前に投げて渡るものである。

藤江の的射は毎年1月中旬に行われ、豊作と豊漁を願う民俗芸能の大祭である。

清水のオクワハンは、田植えの無事終了と豊作を願う神事で、田植えの終わった水田を歩くものである。清水地区のオクワハンには水との結びつきを明確に伝える現在では珍しい慣行である。

未指定の文化財としては布団太鼓があげられる。布団太鼓は赤い三枚布団を屋根に頂いた祭礼山車で、明石市を中心に旧明石郡の神戸市垂水区、西区、北区淡河町、三木市にも類型が分布する。その名称は標準名で「太鼓台」と呼ばれる。太鼓台は、瀬戸内海と沿岸域にはほぼ全域に分布するが、明石の太鼓台の特徴は「一丁マカセ」であるが、現在、林神社に和坂地区から担ぎ出される一台しかない。また、「五枚布団」や「やや反り三枚布団」になったり、屋根の下に「狭間彫刻」が施されたりしているが、明石は、旧態の「赤い平三枚布団」、「雲板・狭間彫刻無し」の明石型の伝統を守っている。こうした地域性を色濃く残す明石市内にあって、大久保町の住吉神社には明治43年(1910)に新調された明石型の三枚布団太鼓が残されている。平成26年(2014)3月に発刊された「明石の布団太鼓」によると、現在も布団太鼓が担がれているのは40地区で、布団太鼓が廃絶・休止中が19地区になる。

また、無形民俗のうち、未指定の伝説、伝承、氏神講などの年中行事も数多くみられ、市域全体で186件があげられる。

年中行事のなかには、指定文化財になっている「的射」や「オクワハン」などの行事を継承している地区もあることから、これらの掘り起こし調査が必要とされる。

②有形民俗文化財

有形民俗として指定されているのは、住吉神社の能舞台である。市内唯一の能舞台で東播磨地方の典型的な様式である山門、楼門、能舞台、拝殿、本殿が一直線に並んで建てられている。能が地方まで伝播した江戸時代の生活文化と歴史的変遷を知る史料として貴重である。舞台の構造は江戸初期から中期の様式である。

未指定の有形民俗としては、蛸壺などの漁撈用具や酒造道具、明石焼、朝霧焼などの陶芸技術など5件があげられ、これらの技術が残されているのも明石の特徴である。

(5) 記念物

①史跡

明石市内で史跡として指定されている文化財の最大の特徴が国指定史跡明石城跡である。現在は、県立明石公園内に櫓と石垣を残す史跡である。明石城は元和5年(1619)正月に普請が始まり、翌元和6年(1620)4月に完成した城であった。天守台の石垣は築かれたが天守は建てられなかった城である。

県指定の史跡は高丘古窯群(5・6・7号窯)(8・9号窯)と太寺廃寺塔跡である。

市指定史跡としては、旧明石藩主松平家廟所、横河重陳墓、林崎掘割渠記碑、カゲユ池古墳(1号墳)、光明寺の明治天皇行在所跡、幣塚古墳である。

高丘古窯群は斜面を利用した登り窯跡で7世紀から8世紀にかけて瓦や須恵器を焼いた窯業生産地である。

太寺廃寺塔跡は、三層以上の層塔があったと推定され、壮大な古代寺院であったことが周辺の発掘調査から明らかになっている。

市指定の明石藩主松平家廟所は明石藩主とその家族の墓59基が残されている。

横河重陳墓は地方の豪族であった横河家の墓で重陳の子孫が実績顕彰のため建立したものである。

カゲユ池古墳は6世紀の古墳で東西16m、南北10mの円墳で、藤江にある公設市場内の公園の一部となっている。

幣塚古墳は市内最大で最古の円墳で直径34m、高さ4mである。

林崎掘割渠記碑は元文4年(1739)に林崎地方6ヶ村が灌漑用水確保のため掘割を作ったことを長く子孫に伝えるために建立したものである。

光明寺の明治天皇行在所跡は、明治18年(1885)に行在所として浜光明寺の書院があてられたが、当日の調度品が庭園と共に保存され、行在所の状況が偲ばれる。

未指定の史跡は64件で、旧石器時代の西脇遺跡や古墳時代の藤江別所遺跡など発掘調査で明らかになった遺跡などが含まれる。

②名勝

名勝に関する文化財はない。

未指定のものでは、朝顔光明寺の境内にあり、『源氏物語』のなかで光源氏が月見をした池に後世、比定された「光源氏月見の池」がある。また、本松寺、円珠院、雲晴寺には宮本武蔵が作ったとされる庭が残っている。

市内の商家や洋館などの庭園は調査が進んでいないが、名勝庭園掘り起こしのため、今後の調査が必要とされる。

③天然記念物

指定文化財の天然記念物は、県指定の浜西のヒメコマツ、市指定の瑞応寺のソテツの2件である。

浜西のヒメコマツは左巻捻幹をアイグロマツに接ぎ木したもので樹齢300年とされる。

瑞応寺のソテツは、雌株で寺が天正(1573~1585)頃に建立された当時よりあったものと推察されている。樹齢は400年を超える。

未指定の天然記念物は12件で、市内各地の湧水や「どっこんしょ」と呼ばれる井戸があげられる。段丘崖から染み出る湧水が明石の酒造りなどの生業の基礎となっており、保存と活用のための方策の検討が必要とされる。

(6) 文化的景観

①漁村

明石市では文化的景観については未調査で重要文化的景観の選定は受けていないが、明石を代表する生業と人々の生活が一体となった景観を今に留めており、平成27年度文化遺産を活かした地域活性化事業を用いて、明石の漁村に関する調査結果をまとめた『明石の漁村―「鹿ノ瀬を巡る漁業と暮らし」―』を刊行している。

同冊子の作成にあたっては、文献研究により明石の魚と漁について歴史的流れを把握し、各論として、林地区と二見地区の2地区を調査している。

このうち、林地区では明治18年(1885)の地図と比較すると漁業者の居住地の区割りはほとんど変わっていない。町は10軒づつの近隣組としての隣保が構成されており、地縁による漁撈集団と祭祀集団が一致している。

また、明治30年(1897)刊行の「兵庫県漁具図解」で示された捕獲魚類は現在も林地区の主要捕獲魚類となっている。さらに、伝承を伝える「雌鹿の松」や「鹿の瀬」などの地名、松江海岸の「赤石」の碑なども残されており、林崎地区は港町の文化的景観を今に継承しているといえる。



林地区の街並み

②宿場町

大蔵谷は江戸時代に西国街道が整備された後、宿場町として発展した。宝永元年(1704)には本陣1軒、旅籠屋60軒、馬46匹、駕籠問屋2軒、駕籠仲間80人を数えたとされる。

住野文書にみる「大蔵谷御本陣旅籠屋宿割附図」と現在の地図を比較すると、裏道往来(脇道)と大蔵院などの社寺の位置は当時と同様である。

現在も大塩邸や卯月邸、服部邸などの町家が都市景観形成重要建造物に指定されており、当時の面影を残している。

また、宿場町跡一帯では、穂蓼八幡神社(越智神社)の五枚布団太鼓や稲爪神社の大蔵谷獅子舞、牛乗りなどの民俗文化財や、地藏堂や地藏盆の行事が受け継がれている。

このような町割りや町家、布団太鼓、獅子舞、地藏盆などの行事から、大蔵谷地区は宿場町の文化的景観を今に継承しているといえる。

(7) その他の文化財

①産業に関わる文化遺産

文化財類型にはあてはまらないが、近代の生活・文化を示す文化遺産として巾着網記念碑がある。明石市林浦では、イワシの捕獲に古くから地引網が使われてきたが、明治20年代に巾着網の導入が試みられ、イワシの大漁に林浦は活気づいたといわれている。それを記念する碑が、林小学校の校庭に建てられている。



巾着網記念碑
(明石郷土の記憶デジタル版)

また、明石市には江戸時代に灌漑用水として造られた、ため池が多い。そのうち、大道池と長池は、7世紀から9世紀にかけての古代山陽道に沿っている。

寛政池は、神戸市西区岩岡町秋田に所在するが、水利権が江井島にある。この寛政池は明治26年(1893)夏の干ばつの際に寛政池の樋を抜いて江井島の水不足を解消したことから、先人の功績をたたえて記念碑が建てられ、昭和30年代までは先人の苦勞に感謝して「寛政池祭」が行われていた。

ため池の中には番号のついた池があるが、そのうち、15、16、17号池は、淡河川・山田川疏水事業に関係して明治末期から大正初期にかけて造られた支線の新しいため池で、明石郡魚住村(現明石市魚住町)にある。

ため池は、都市化の進展とともに大きく変貌し、現在では、農業用水の確保、洪水調節や親水公園としての役割だけでなく、水にまつわる伝説や文化などが地域の文化遺産となっている。

②食文化

江戸時代には図会などが盛んに発刊されたが、そのなかで明石の魚が名産として紹介されている。『和漢三才図会』(正徳2年(1712)刊行)では、タイ、メバル、アブラメ、カレイ、イカナゴ、イイダコが、『日本山海名産図会』(寛政11年(1799)刊行)では、イシダイ、タコが紹介されているなど、「明石の魚」は全国に知られていたといえる。

昭和30年代頃の明石市鳥羽地区の野々池では、夏休みになると男の子が野菜の収穫の手伝いをしたり、「牛」に池の土手の青草を食べさせるための「牛飼い」が日課であった。「牛飼い」の主なおやつは「菱」の実などであった。

農村地帯の秋祭りでは鯛寿司、枝豆の豆飯、まったけ飯、巻き寿司、すき焼き等が家庭で作られた。

現代でも、タイやタコなどの鮮魚の他、タコ焼きのルーツともいわれる「明石焼(玉子焼)」や焼アナゴ、イカナゴ釘煮などが明石の食文化をつくりだしている。これらの食文化を支えているのが「魚の棚商店街」である。

最近では、明石観光協会と地方活性化型飲食店を展開する株式会社ワールド・ワン(本社:神戸市)とが、観光誘客や農林水産物などの消費・販路拡大等を目的とした連携協定を平成31年(2019)4月に締結した。これにより、同年4月25日に東京都港区新橋に明石の食文化に特化したアンテナショップ型居酒屋「明石ニューワールド」が開店した。同店は、明石だこ、明石鯛、明石のりなどを産地直送で提供するほか、お酒、土産の販売や観光パンフレットの設置などで首都圏における明石の観光情報発信拠点としての役割も担っている。